

## **労使協定方式の一般賃金水準(来年度適用)を公表**

今年4月施行の改正労働者派遣法について、厚生労働省は10月21日、派遣元事業者が「労使協定方式」を採用する際に用いる職種別賃金水準をホームページに公表しました。職業安定局長が各都道府県労働局長あてに発令する「局長通達」として示されました。来年度適用分の一般賃金水準について、「原則として直近の統計調査を用いる」とする一方で、職種・地域ごとに一定の要件を満たし、労使で合意した場合に限り、「今年度適用している水準を用いることも可能」とする例外的対応を示しました。今年4月に施行された改正労働者派遣法は、いわゆる「同一労働同一賃金」に伴うもので、派遣労働者の賃金や待遇は「派遣先均等・均衡」か「派遣元の労使協定」のいずれかの待遇決定方式を用いることが義務化されています。

この選択制2方式のうち、「労使協定方式」を選んだ場合には、局長通達の一般賃金水準より同等以上であることが要件。施行初年度の現在運用されている水準は「2018年賃金構造基本統計調査」（賃構統計）と「2018年度職業安定業務統計」（ハロワ統計）の2種類が基になっています。通常であれば、毎年6～7月をメドに来年度適用分の局長通達が公表されるものですが、新型コロナが経済と雇用に与える影響を勘案して運用方法が検討されていました。

【厚生労働省ホームページより】

労使協定方式（労働者派遣法第30条の4） 「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386\\_0\\_0001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_0_0001.html)